

第3期 増毛町地域福祉実践計画

「住み慣れた場所で暮らすため、
福祉ニーズに応える行動力をもつまちづくり」

令和7年度～令和9年度

令和7年3月

社会福祉法人 増毛町社会福祉協議会

は じ め に

みなさまには平素より社会福祉協議会の活動にご理解とご協力を賜り感謝と御礼を申し上げます。

町内における当協議会の活動は、町福祉当局による大きな支援をいただきながら、高齢者世帯やひとり親世帯の悩み相談をはじめ、生活福祉資金貸付や生活困窮支援などの事業整備にも取り組みながら、まちに暮らす誰もが住みやすい環境となるよう努力して参りました。

これまで、町の受託業務として「生きがいデイサービス」事業を老人福祉センターにおいて実施しておりましたが、昨春から養護・特別養護老人ホーム町立明和園の管理運営も指定管理者制度により新しく受託することとなりました。町民目線に合わせ、明るく楽しく安心して暮らせる運営を目指し、地域に合った介護や福祉サービスの一翼を担えるよう職員一同研鑽を重ねていくこととしております。

しかし、その活動の根幹は、ボランティアによるところが大きい組織でもございますので、町民みなさまのさらなるご理解をいただきながら、各種事業を進めて参りたいと思っておりますので、今後とも変わらぬご支援をお願い申し上げます。

さて、これらの社会情勢や制度動向などを踏まえ、地域福祉がさらに充実するよう、令和7年から3か年計画の「第3期地域福祉実践計画」を策定することと致しました。

本計画は、既に策定されております「増毛町地域福祉計画（令和4～8年度）」の具体的な福祉サービスを提案するものでありますが、第2期計画（平成5～14年度）を定めたまま、その検証が行われず現在に至っておりますので、今回の計画に対しましてみなさまが感じられるご意見などをお寄せいただきながら、町内での福祉サービスをさらに整えることができましたら幸いに存じます。

令和7年3月

社会福祉法人 増毛町社会福祉協議会

会長 雨 野 正 治

目 次

はじめに

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の位置づけ	1
3 増毛町における社会福祉の現状	2
4 社会福祉協議会の現状と課題	2
5 計画の期間	2
第2章 実践計画の系統図	3
第3章 計画策定の基本的な考え方	7
1 基本目標	7
2 基本計画	7
3 実践目標と実践計画（年次計画）	8
第4章 実践計画（具体的な事業内容）	11
基本計画1	11
「地域活動から寄せられた住民ニーズの発見と共有・課題解決のための 仕組みづくり」	
基本計画2	14
「安心して自立した生活を送るための支援体制づくり」	
基本計画3	16
「地域にあった介護や福祉サービスを提供する仕組みづくり」	
基本計画4	23
「自発的な活動による住民参加と共助の地域福祉づくり」	
基本計画5	27
「社協が目指す福祉社会実現のための環境と組織基盤づくり」	

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

全国的な少子高齢化と過疎化の波は、地方に暮らす高齢者の孤立や介護人員不足などを生みだし、住み慣れた地域で暮らし続けることが難しい時代を迎えています。

地域福祉は、法に基づく制度化された福祉サービスや事業のみによって実現するものではなく、地域住民やボランティア、行政・関係諸機関、社会福祉関係者が協働して実践することにより支えられています。

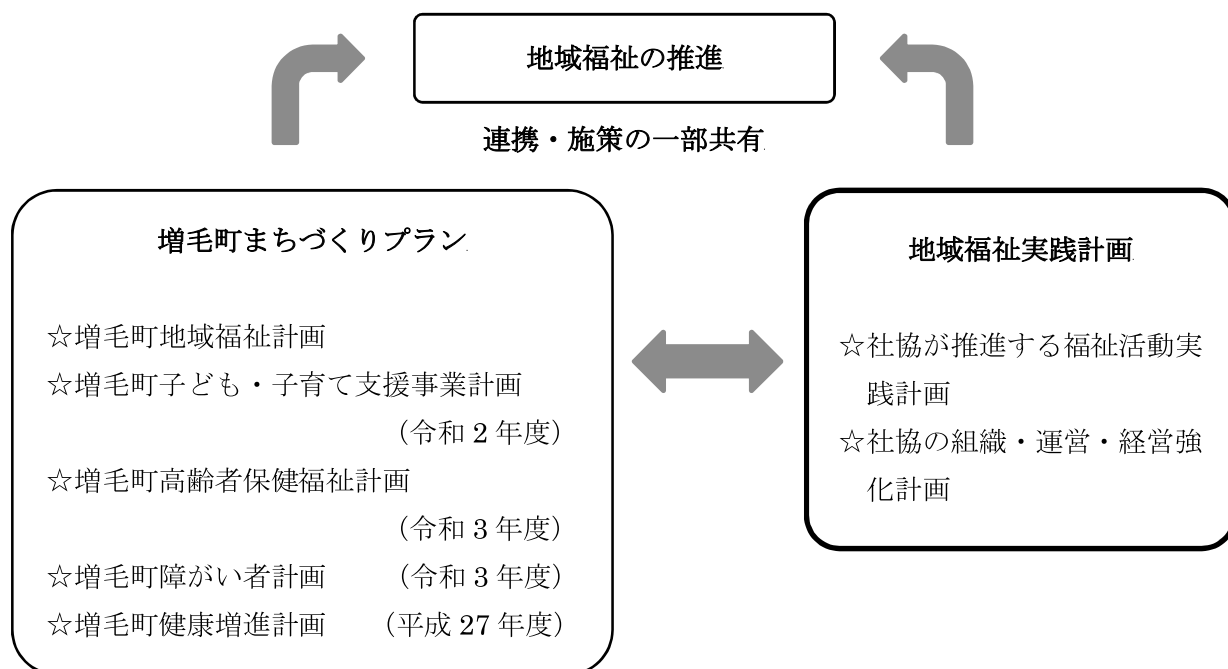
町で定める地域福祉計画は、地域住民等の参加により地域生活課題を明らかにし、その解決策や体制について多様な関係機関や専門職を含めて整備されていくものとされています。

社会福祉協議会は、その地域福祉の推進を目的とする団体として、法的に位置づけられた組織性を活かし、企画実施や事業者の育成、住民参加支援、連絡調整などの機能を発揮し、その役割を担うべく諸々の解決活動に必要な資源の造成と配分などを積極的に行うことが求められています。

2 計画の位置づけ

増毛町が作成する「増毛町まちづくりプラン」を基本に、増毛町子ども・子育て支援事業計画、増毛町高齢者保健福祉計画、増毛町障がい者計画、増毛町健康増進計画との整合性と連携を図るものとして地域福祉計画が策定されています。（令和4年から8年）

社会福祉協議会で作成する福祉実践計画では、その地域福祉計画を具体化するため老人クラブ連合会や身体障がい者福祉協会、民生委員児童委員協議会などをはじめとした関係機関、団体と連携を深めながら、地域福祉を中心とした事業を推進し「だれもが住みたい・住み続けたいふるさと増毛」の実現を目指します。



3 増毛町における社会福祉の現状

増毛町は、留萌管内の南部に位置し、漁業と農業を中心に発展してきましたが、道立増毛高校や JR 留萌線の廃止など、人口流出に歯止めが掛からず急激な過疎化が進行しています。

現在も漁業と農業による一次産業比率が高いものの、自然や昭和初期の建造物などの歴史的景観や食を楽しむ観光資源の活用により僅かながら事業所の増加を見込むものの、全体的な事業所減少は止まることなく進んでいます。

令和 5 年 1 月の人口は 3,603 人、世帯数は 1,990 世帯で、5 年前と比較すると人口は 648 人、世帯数は 237 世帯減少しています。

また 65 歳以上の人口は、1,685 人で高齢化率が 39.6%と高齢化が進んでおり、65 歳以上のひとり暮らし高齢者は、643 人、高齢者夫婦世帯は 320 世帯となっており、総世帯数の 14.4%を占めています。

福祉施設としては、町立の老人ホーム明和園として特別養護部門（定員 40 名・ショートステイ 5 名）養護部門（定員 30 名）、生きがいデイサービスを実施する老人福祉センター、健康一番館（兼地域包括支援センター）を有し、民間では、地域訪問看護ステーション、グループホーム（認知症対応型共同生活介護・定員 9 名）、有料老人ホーム（住宅型・定員 37 名）等がありますが、入所待機者も相当数おり、福祉施設が充足している状況ではありません。

今後も、高齢者世帯やひとり暮らしが増加していくものと思われることから、日常の生活安否確認や災害時の支援、地域での見守りなど支え合いの地域づくりが必要となっています。

4 社会福祉協議会の現状と課題

社会福祉協議会は、昭和 29 年 8 月に任意団体として発足し、昭和 58 年 9 月には社会福祉法人として認可を受け、地域福祉を推進する中核的な位置づけとして体制整備を進めていますが、取り扱う事業は町発注の「生きがいデイサービス」事業と独居高齢者宅等の除雪サービスが主なもので、老人クラブ連合会や身体障がい者福祉協会等各種団体の事務局などを担うものの法人本部のみの少数では新たな事業展開も難しい状況でありましたが、令和 6 年度より養護・特別養護老人ホーム明和園の指定管理制度による管理運営業務を受託したことから、勤務する職員の大半を社協職員として受け入れ、福祉サービスの充実に向け、さらに検討を重ねて行きます。

5 計画の期間

令和 7 年度から令和 9 年度までの 3 か年とする。

第2章 実践計画の体系図

(基本目標)

住み慣れた場所で暮らすため、福祉ニーズに応える行動力をもつまちづくり

基本計画 1

「地域活動から寄せられた住民ニーズの発見と

共有・課題解決のための仕組みづくり」

<実践目標>

< 実践計画 >

1. 地域課題やニーズの把握

1. 社協実施事業参加者・利用者などのニーズ把握
2. 福祉関係団体との連携

2. 行政や福祉関係団体との連携

1. 行政とのパートナーシップ強化
2. 専門家、関係機関との連携
3. 民生委員・人権擁護委員などとの懇談会開催
4. 社会福祉法人・施設による福祉サービス利用援助事業

3. 地域住民との協働

1. 地域福祉活動コーディネーターの養成と地域懇談会の実施
2. 福祉に関する研修会・講演会の開催

4. 広報・啓発活動の充実

1. 社協実施・関連事業の啓発
2. 社協広報紙「社協だより」の発行
3. 社協ホームページの整備

基本計画 2

「安心して自立した生活を送るための支援体制づくり」

<実践目標>

< 実践計画 >

1. 生活福祉支援、心配ごと相談・各種相談員との連携

1. 日常生活自立支援受託体制の整備
2. 日常生活自立支援事業利用者助成事業の実施
3. 生活福祉資金貸付事業（道社協）の活用
4. 総合相談窓口の開設と普及、包括的な相談支援体制の整備
5. 成年後見制度の利用促進
6. 少額つなぎ資金貸付事業の実施
7. 生活保護受給者自立支援事業への協力
8. 安心サポート事業の実施

<実践目標>

2. 住民参加を高める在宅福祉活動の充実

< 実践計画 >

1. ふれあい広場の開催
2. 物品の貸出事業
3. 住民主体の生活支援サービスの推進
4. 住民活動応援補助金制度の周知
5. チャリティ事業の実施・協賛
6. 除雪サービスの実施（町委託事業）
7. 独居高齢者宅の窓のビニール張り実施
8. 身体障がい者交通費助成事業の実施
9. 生きがい活動事業団の活動支援
10. 老人クラブの社会参加活動推進

基本計画 3

「地域にあった介護や福祉サービスを提供する仕組みづくり」

<実践目標>

1. 在宅福祉サービスの充実

< 実践計画 >

1. 生きがいデイサービスの実施
2. 公共交通の運休・計画運休対策

2. 養護老人ホーム明和園の指定管理者受託

1. 施設の管理運営の充実
2. 相談体制の充実
3. 入所者の身体機能の向上
4. 入所者の身体的な安全確保の充実
5. 入所者の人権に関する安全確保
6. 個別ケアへの取り組み
7. 施設整備に関する安全確保
8. ショートステイ（体験）事業の実施
9. ボランティアの受け入れと地域交流の推進
10. インターンシップの受け入れ
11. 相談の推進
12. 職員の安全衛生管理・メンタルヘルスの推進
13. 職員確保と資質向上

3. 介護保険事業・特別養護老人ホーム明和園の指定管理者受託

1. 施設の管理運営の充実
2. 基本的介護サービスの充実
3. 入所者の身体機能の向上と機能訓練の充実
4. 入所者の身体的な安全確保の充実
5. 入所者の人権に関する安全確保
6. 個別ケアへの取り組み
7. 看取りケアへの取り組み

<実践目標>

< 実践計画 >

8. 施設設備に関する安全確保
9. ショートステイ事業の実施
10. ボランティアの受け入れと地域交流の推進
11. インターンシップの受け入れ
12. 入所判定委員会の開催
13. 家族との連携・相談の推進
14. 職員の安全衛生管理・メンタルヘルスの推進
15. 職員確保と資質向上

基本計画 4

「自発的な活動による住民参加と共助の地域福祉づくり」

<実践目標>

< 実践計画 >

1. ボランティア活動の推進

1. ボランティアセンターの運営・登録の推進
2. ボランティア活動の啓蒙・啓発
3. ボランティア活動保険加入の促進
4. ボランティア連絡組織の活動推進
5. ボランティア研修事業の推進
6. 小中学生を対象とした福祉教育の推進
7. 災害ボランティアの啓発・活動の推進

2. 共同募金事業の充実

1. 共同募金委員会活動の推進
2. 共同募金委員会の研修
3. 共同募金運動の推進

3. 歳末たすけあい運動の推進

1. 歳末たすけあい募金の推進

4. 福祉活動団体の活動支援

1. 関係福祉団体活動の推進
2. 関係福祉団体への支援

基本計画5

「社協が目指す福祉社会実現のための環境と組織基盤づくり」

<実践目標>

< 実践計画 >

1. 法人運営基盤の整備

1. 行政とのパートナーシップの強化
2. 役員体制の充実と資質向上
3. 会計システムの整備
4. 自主財源としての収益事業検討
5. 事務局体制の整備

2. 会員の加入促進

1. 会員会費制度の推進
2. チャリティ事業の実施・協賛
3. 寄付金・補助金の確保

3. 職員の資質向上

1. 研修機会の充実
2. 資格取得の支援と手当の検討
3. 職員処遇改善

4. 財政基盤の確立

1. 法人運営に関わる財源の確保
2. 介護保険事業での適切な運営

5. 第3期実践計画の評価と第4期実践計画の策定

1. 職員による評価体制の整備
2. 地域福祉実践計画評価委員会の設置
3. 第4期実践計画の策定

第3章 計画策定の基本的な考え方

1 基本目標

「住み慣れた場所で暮らすため、福祉ニーズに応える行動力をもつまちづくり」

孤立や引きこもり、認知症に悩む家族の介護や生活支援など、高齢者や障がい者を取り巻く環境は、とても厳しいものがあります。身近なところでは除雪作業が挙げられますが、災害時の支援などを含め、その多くは近隣住民同士による助け合いが基本であり、普段からの地域交流を深めておくことも大切だと思われます。

誰もが自分の住む場所で安心して暮らし続けることができるよう、地域からの要望を集め、ともに活動する町内会や老人クラブ、ボランティアなどの関係機関と連携しながら、地域に適した福祉サービスのあり方を考え、ボランティアの輪を広げていきます。

2 基本計画

1) 地域活動から寄せられた住民ニーズの発見と共有・課題解決のための仕組みづくり

地域住民のニーズを把握し、地域全体の課題として認識し、共有する住民によるネットワークづくりを大切にしたまちづくりを目指します。

2) 安心して自立した生活を送るための支援体制づくり

住民それぞれの生活課題や要望を見逃すこと無く、住民同士の連携を深められる活動拠点の整備を目指して、地域に相応しい福祉サービスメニューの充実を目指します。

3) 地域にあった介護や福祉サービスを提供する仕組みづくり

地域の特性を活かしながら、住民の発想で多様な福祉サービスの提供ができるよう利用者ニーズを把握し、利用者主体のサービス実現と質の向上を目指します。

4) 自発的な活動による住民参加と共助の地域福祉づくり

地域における福祉協力者やボランティアなどと積極的に連携しながら福祉の担い手の発掘と育成を目指します。

5) 社協が目指す福祉社会実現のための環境と組織基盤づくり

社協が地域住民から信頼され、住民と協働する地域福祉活動が活発になるよう、人と財源の確保に努め、社協組織体制の強化と財政基盤の安定化を目指します。

3 実践目標と実践計画（年次計画）

基本計画	実践目標	実践計画	年次計画		
			7	8	9
1 地域活動から寄せられた住民ニーズの発見と共有・課題解決のための仕組みづくり	1 地域課題やニーズの把握	1. 社協実施事業参加者・利用者などのニーズ把握	○	○	○
		2. 福祉関係団体との連携	○	○	○
	2 行政や福祉関係団体との連携	1. 行政とのパートナーシップ強化	○	○	○
		2. 専門家、関係機関との連携		○	○
		3. 民生委員・人権擁護委員などとの懇談会開催	○	○	○
		4. 社会福祉法人・施設による福祉サービス利用援助事業	—	—	○
	3 地域住民との協働	1. 地域福祉活動コーディネーターの養成と地域懇談会の実施	—	○	○
		2. 福祉に関する研修会・講演会の開催	○	○	○
	4 広報・啓発活動の充実	1. 社協実施・関連事業の啓発	○	○	○
		2. 社協広報紙「社協だより」の発行	○	○	○
		3. 社協ホームページの整備	○	○	○
2 安心して自立した生活を送るための支援体制づくり	1 生活福祉支援、心配ごと相談・各種相談員との連携	1. 日常生活自立支援受託体制の整備	○	○	○
		2. 日常生活自立支援事業利用者助成事業の実施	○	○	○
		3. 生活福祉資金貸付事業（道社協）の活用	○	○	○
		4. 総合相談窓口の開設と普及、包括的な相談支援体制の整備	○	○	○
		5. 成年後見制度の利用促進	—	○	○
		6. 少額つなぎ資金貸付事業の実施	○	○	○
		7. 生活保護受給者自立支援事業への協力	○	○	○
		8. 安心サポート事業の実施	○	○	○
	2 住民参加を高める在宅福祉活動の充実	1. ふれあい広場の開催	○	○	○
		2. 物品の貸出事業	○	○	○
		3. 住民主体の生活支援サービスの推進	○	○	○
		4. 住民活動応援補助金制度の周知	○	○	○
		5. チャリティ事業の実施・協賛	○	○	○
		6. 除雪サービスの実施（町委託事業）	○	○	○
		7. 独居高齢者宅の窓のビニール張り実施	○	○	○
		8. 身体障がい者交通費助成事業の実施	○	○	○
		9. 生きがい活動事業団の活動支援	○	○	○
		10. 老人クラブの社会参加活動推進	○	○	○
3 地域にあった介護や福祉サービス	1 在宅福祉サービスの充実	1. 生きがいデイサービスの実施	○	○	○
		2. 公共交通の運休・計画運休対策	○	○	○
	2 養護老人ホーム明和園の指定管理者受託	1. 施設の管理運営の充実	○	○	○
		2. 相談体制の充実	○	○	○

スを提供 する仕組 みづくり		3. 入所者の身体機能の向上	○	○	○
		4. 入所者の身体的な安全確保の充実	○	○	○
		5. 入所者の人権に関する安全確保	○	○	○
		6. 個別ケアへの取り組み	○	○	○
		7. 施設設備に関する安全確保	○	○	○
		8. ショートステイ（体験）事業の実施	—	○	○
		9. ボランティアの受け入れと地域交流の推進	○	○	○
		10. インターンシップの受け入れ	○	○	○
		11. 相談の推進	○	○	○
		12. 職員の安全衛生管理・メンタルヘルスの推進	○	○	○
		13. 職員確保と資質向上	○	○	○
	3 介護保険事業・特別 養護老人ホーム明和園 の指定管理者受託	1. 施設の管理運営の充実	○	○	○
		2. 基本的介護サービスの充実	○	○	○
		3. 入所者の身体機能の向上と機能訓練の充実	○	○	○
		4. 入所者の身体的な安全確保の充実	○	○	○
		5. 入所者の人権に関する安全確保	○	○	○
		6. 個別ケアへの取り組み	○	○	○
		7. 看取りケアへの取り組み	○	○	○
		8. 施設設備に関する安全確保	○	○	○
		9. ショートステイ事業の実施	○	○	○
		10. ボランティアの受け入れと地域交流の推進	○	○	○
		11. インターンシップの受け入れ	○	○	○
		12. 入所判定委員会の開催	○	○	○
		13. 家族との連携・相談の推進	○	○	○
		14. 職員の安全衛生管理・メンタルヘルスの推進	○	○	○
		15. 職員確保と資質向上	○	○	○
4 自 発 的な活動 による住 民参加と 共助の地 域福祉づ くり	1 ボランティア活動 の推進	1. ボランティアセンターの運営・登録の推進	○	○	○
		2. ボランティア活動の啓蒙・啓発	○	○	○
		3. ボランティア活動保険加入の促進	○	○	○
		4. ボランティア連絡組織の活動推進	—	○	○
		5. ボランティア研修事業の推進	○	○	○
		6. 小中学生を対象とした福祉教育の推進	—	○	○
		7. 災害ボランティアの啓発・活動の推進	—	○	○
	2 共同募金事業の充 実	1. 共同募金委員会活動の推進	○	○	○
		2. 共同募金委員会の研修	○	○	○
		3. 共同募金運動の推進	○	○	○
	3 歳末たすけあい運 動の推進	1. 歳末たすけあい募金の推進	○	○	○
	4 福祉活動団体の活 動支援	1. 関係福祉団体活動の推進	○	○	○

		2. 関連福祉団体への支援	○	○	○
5 社協 が目指す 福祉社会 実現のため の環境 と組織基 盤づくり	1 法人運営基盤の整備	1. 行政とのパートナーシップの強化	○	○	○
		2. 役員体制の充実と資質向上	○	○	○
		3. 会計システムの整備	—	○	○
		4. 自主財源としての収益事業検討	—	○	○
		5. 事務局体制の整備	○	○	○
	2 会員の加入促進	1. 会員会費制度の推進	○	○	○
		2. チャリティ事業の実施・協賛	○	○	○
		3. 寄付金・補助金の確保	○	○	○
	3 職員の資質向上	1. 研修機会の充実	○	○	○
		2. 資格取得の支援と手当の検討	—	○	○
		3. 職員処遇改善	○	○	○
	4 財政基盤の確立	1. 法人運営に関わる財源の確保	—	○	○
		2. 介護保険事業での適切な運営	—	○	○
	5 第3期実践計画の 評価と第4期実践計画 の策定	1. 職員による評価体制の整備	○	○	○
		2. 地域福祉実践計画評価委員会の設置	—	○	○
		3. 第4期実践計画の策定	—	—	○

第4章 実践計画（具体的な事業内容）

基本計画1

地域活動から寄せられた住民ニーズの発見と共有・課題解決のための仕組みづくり

昭和29年に任意団体として発足した社会福祉協議会は、さまざまな住民要望に応えるため、事業の充実と住民福祉向上を目指し、昭和58年に社会福祉法人として体制強化を図ったところだが、人口減少と共に組織の強化拡大も難しい状況となっている。社協本来の協議体としての役割を発揮するべく、行政や福祉関係団体との連携も深めながら、従来からのサービスを検証し、地域実情に合わせたスタイルを作り出すため、地域ニーズの把握と住民協力を得られるような広報の充実に努める。

実践目標1 地域課題やニーズの把握

実践計画1 社協実施事業参加者・利用者などのニーズ把握

社協が地域福祉の推進を目的に実施する社会福祉事業、介護保険事業などを通じて、参加者並びにボランティアの意見や要望を聞くとともに、利用者及び家族のニーズを十分把握し、福祉サービスの充実・提供に努める。

①福祉事業参加者へのアンケート実施

②介護保険事業利用者及びその家族へのアンケート実施

実践計画2 福祉関係団体との連携

社協が事務局を担当する老人クラブ連合会や身体障がい者福祉協会、手をつなぐ親の会、遺族会、母子会、ボランティアセンターなどの各団体における会議や、各事業に参加する会員の生活や福祉事業に対する意見などを把握し、町内に事業所をもつ民間福祉事業者の訪問看護ステーションや横木介護サービス、ファミリーケアサポート、コンフォートとの連携を深めるための連絡会議を設置し、地域福祉ニーズの把握に努める。

実践目標2 行政や福祉関係団体との連携

実践計画1 行政とのパートナーシップ強化

町理事者懇談会や福祉厚生課をはじめとして行政関連部署との連携を深め、情報の共有を図る。事務所として借用している老人福祉センターは、築40年以上経過する老朽施設であり、施設の維持保全に努め、効果的な活用法を検討する。

実践計画2 専門家、関係機関との連携

各種相談事例に基づき、法律・行政・医療など関係機関との窓口となる。

実践計画3 民生委員・人権擁護委員などとの懇談会開催

各組織の会合に出向き、目指す社会のあり方とその実現について、現状分析を進めながら意見交換する

実践計画4 社会福祉法人・施設による福祉サービス利用援助事業

町内の福祉系事務所連絡会を組織し、福祉環境の整備と改善、福祉行政との連携などにより、地域での人材確保に繋がる取り組みを行う。

実践目標 3 地域住民との協働

実践計画 1. 地域福祉活動コーディネーターの養成と地域懇談会の実施

地域の福祉活動を活発にするためコーディネーターの発掘に取り組む。

- ①各種研修会へ派遣するコーディネーターの養成。
- ②地域的な福祉課題を把握するための地区単位懇談会の開催。
- ③生きがいデイサービス指導体制の整備（人員増）。
- ④町内サロンの普及。
- ⑤老人クラブ会合等での音楽療法指導（福祉厚生課協力）の普及。
- ⑥地域福祉実践計画策定のための地域懇談会開催。

実践計画 2. 福祉に関する研修会・講演会の開催

町内福祉施設との協同で福祉事業紹介や在宅介護支援講座などの福祉メニューPRを兼ねた研修会を開催する。研修は初歩から専門性の高いものまで幅広いメニュー設定で町民の福祉活動への関心を高める。

実践目標 4 広報・啓発事業の充実

実践計画 1. 社協実施・関連事業の啓発

- ①町広報紙、ホームページへの情報提供

町の広報機関へ社協関連事業の記事掲載協力を得ながら、地域福祉事業を広く周知し、地域住民の理解と協力を推進する。

- ②事業チラシの発行

事業啓発チラシを発行し、新聞折込みのほか、住民同士のネットワークを活用した配布のあり方などを再検討し、参加を奨励する。

- ③報道機関への情報提供

地域福祉事業や介護保険事業などについて、地域報道機関に情報提供を行いながら地域住民の理解を深め、参加を奨励する。

実践計画 2. 社協広報紙「社協だより」の発行

- ①発行号数 年4号（6月、8月、11月、2月）

- ②全世帯配付（約2千部）

- ③社協広報委員会の設置

地域の社会福祉活動への理解と協力を得るため、住民同士による紙面編集や取材を含めた役割分担を進め、住民との身近な存在でいられる組織づくりに努める。

実践計画 3. 社協ホームページの整備

社協の役割や地域福祉・介護保険事業などの取り組みについて、新たな広報手段として整備する。社協だよりの紙面では伝えきれない部分を補完しながら、社協に関連する老人クラブ連合会や身体障がい者福祉協会、生きがい活動事業団、ボランティアセンターなどの活動はブログで紹介しながら、より開かれた組織運営により幅広い参加体制を目指す。

※第1章に掲載内容の改良点などお気づきの次項をお書きください。

次回の第4期実践計画策定作業での資料に活用させていただきます。

[illegible]

基本計画 2

安心して自立した生活を送るための支援体制づくり

住民同士の繋がりを大切にし、みんなで支え合う地域づくりや要介護にならない生活支援、福祉関連の相談体制、気軽に利用できる福祉活動拠点などの整備を目指し、さまざまな世代が協力し合える関係が築けるよう福祉メニューの充実に努める。

実践目標 1 生活福祉支援、心配ごと相談・各種相談員との連携

実践計画 1 日常生活自立支援受託体制の整備

相談支援体制（人員確保）の維持。

支援員	3 人
支援コーディネーター（事務局兼務）	1 人

実践計画 2 日常生活自立支援事業利用者助成事業の実施

福祉サービスや苦情解決制度、住宅改造、居住家屋の賃借、生活上の消費契約や住民票届出などの行政手続き、預金等の金銭管理、定期訪問による生活変化の察知などで、その手数料を助成する。

実践計画 3 生活福祉資金貸付事業（道社協）の活用

教育支援、生活福祉、小口などの各資金利用相談とその効果的な利用を推進する。滞納状況を把握し利用者への相談対応をする。

実践計画 4 総合相談窓口の開設と普及、包括的な相談支援体制の整備

事務局体制の中で日常的に受け付けているもの。相談内容により包括支援センターをはじめ行政との協議を行う。

実践計画 5 成年後見制度の利用促進

認知症、知的障がい、精神障がいなどで物事の判断が難しい場合、本人の権利を守る援助者選定制度利用について、研修会を開催しながら制度の啓発・啓蒙を進める。

実践計画 6 少額つなぎ資金貸付事業の実施

不安内容の聞き取りと少額資金貸付で翌月までの生活をつなぎ、以降の自立生活を安定させる。※翌月全額返済が基本

実践計画 7 生活保護受給者自立支援事業への協力

生活保護受給者から自立生活を希望する場合、就労に向けた相談や斡旋支援を行う。

実践計画 8 安心サポート事業の実施

生活困窮で日々の食事に支障が出ている場合、一定額の物資提供を行いながら相談者の命を守る。※1 か月以内で支援上限 3 万円の物資購入

実践目標 2 住民参加を高める在宅福祉活動の充実

実践計画 1 ふれあい広場の開催

毎年 11 月末から 12 月上旬に開催するイベント。ボランティアセンターや各種

団体の協力を受け、高齢者から子どもまで交流できるメニューを企画し、ふれあい運動を実践する。（こども園児による遊戯、遊びと体験、くいだおれ横丁、餅つきと餅まき、フォークダンス、○×クイズ、増毛中吹奏楽演奏など）

実践計画 2 物品の貸出事業

社協が管理する各種物品（行事用テント、鍋・炊飯器などの調理器具、発電機、除雪機、軽トラック、ゲーム類）の無料貸出。※団体に限らず個人利用も可。

実践計画 3 住民主体の生活支援サービスの推進

生きがい活動事業団の「おたがいさま事業」と町補助事業の「訪問型サービス B」の支援。地域住民が取り組む生活支援事業を推進する。

実践計画 4 住民活動応援補助金制度の周知

愛情銀行制度の規程整備で、制度周知を進め、住民主体の地域活動を推進する。
※団体の設立補助は上限 3 万円、運営費補助は予算の範囲内で対応する。

実践計画 5 チャリティ事業の実施・協賛

既存事業の「ふれあいパーティ」は協力要員不足からリニューアルを検討する。

実践計画 6 除雪サービスの実施（町委託事業）

町からの委託事業「在宅高齢者宅の家の周りの除雪を実施。※シーズン 2 回までを基本とし降雪状況により回数増も検討する。

実践計画 7 独居高齢者宅の窓のビニール張り実施

すきま風で困っている老朽家屋の防寒対策として、窓のビニール張りを実施。

実践計画 8 身体障がい者交通費助成事業の実施

町補助により、身体障がい者福祉協会会員向けに自家用車有償運送車両の基本料金を助成し、外出支援する。※300 円券 50 枚を助成

実践計画 9 生きがい活動事業団の活動支援

花いっぱい運動や町有施設周辺の草刈り作業など、町発注事業の受注により高齢者の働き場所づくりと生きがいを求める組織として運営。研修会などを開催しながら会員拡大も検討する。

実践計画 10 老人クラブの社会参加活動推進

クラブ活動に地域行事やサロン、奉仕事業などを謳い、その活動を支援する。

※第 2 章に掲載内容の改良点などお気づきの次項をお書きください。

次回の第 4 期実践計画策定作業での資料に活用させていただきます。

.....

.....

.....

.....

.....

.....

基本計画 3

地域にあった介護や福祉サービスを提供する仕組みづくり

在宅福祉サービスとして「生きがいデイサービス」事業を継続しているが、令和 6 年度より養護・特別養護老人ホーム運営を指定管理者制度により社協が受託したことから、従来の行政運営とは違う住民目線の福祉サービスが提供できるよう、職員の資質向上に努めながら、効率よく効果的な福祉サービスのあり方を検討する。

実践目標 1 在宅福祉サービスの充実

実践計画 1 生きがいデイサービスの実施

町からの委託事業「通年型のデイサービス」。老人福祉センターを拠点として、会話やゲーム、食事、入浴などを楽しむ送迎付きの介護予防総合型サービス。月 1 回のお楽しみ会、同じくフレイル予防教室も開催する。

実践計画 2 荒天時の警報発令などによる公共交通の計画運休対策

悪天候などにより路線バスが計画運休される場合、緊急を要する通院など留萌までの移動手段が確保できない場合のサポート体制を検討する。

実践目標 2 養護老人ホーム明和園の指定管理者受託

実践計画 1 施設の管理運営の充実

昭和 38 年に開設された養護老人ホーム明和園は、令和 6 年度から指定管理者制度により社協が受託することになった。令和 4 年 12 月に完成した施設は鉄筋コンクリート造り 2 階建て、養護は 2 階部分で 2,342.82 m²、個室 26、2 人部屋 2 室、予備室 1 室の規模で、定員は 30 名。指定期間は 5 年間。従来の閉鎖的な空間から改築され、明るく新しいものとなった施設に合う開かれた運営を目指す。※町措置費関連による運営施設（基本的には実践目標 2・実践計画 1 の特別養護欄による。）

実践計画 2 相談体制の充実

入所に対する不安を取り除きながら、快適な生活を支援できるよう相談体制の充実を図る。

実践計画 3 入所者の身体機能の向上

心身の状況に応じて必要な機能保持のため、適度な運動を暮らしの中に取り込む。

実践計画 4 入所者の身体的な安全確保の充実

入所者の日常生活における安全を確保するため、各委員会で職員間の連携と課題の共通認識を深めるとともに、課題解決に向けた検討・研修に努める。

①生活事故の防止

暮らしの中の転倒や飲食時の事故分析、発生状況の把握による事故予防に向けた取り組みを強化するとともに、研修等を通じて職員個々の危険予測能力の向上に努める。

②感染・食中毒の予防

施設内の環境及び感染症の予防に向けて、職員・来客者の手洗いの徹底など、衛生管理に適正な対応を行うとともに、季節性感染症（インフルエンザ等）の早期情報収集に努め、発生予防、まん延予防対策を講じる。

実践計画 5 入所者の人権に関する安全確保

①所持金品の保護

入所者の貴重品は、本人・家族等の希望により貴重品管理サービスを行い責任を持って保管する。

②プライバシーの保護

入所者、家族、代理人等の個人情報、法令遵守等周知徹底を図る。

実践計画 6 個別ケアへの取り組み

統一した個別ケアの実践には、問題点などの把握により業務改善策を検討しながら、職員間の理解と個々の責任感やスキルの向上、情報の共有・連携を図りながらサービスの質向上に努める。

実践計画 7 施設設備に関する安全確保

①防災機能の充実と防災訓練の実施

消防法に基づく消防計画の作成と消防署と連携した職員並びに近隣住民との連携による防災訓練の実施で入所者の安全と被害防止に努める。

②施設の安全利用の推進

火災・地震等の災害発生に備え、職員並びに近隣住民との防災協力体制を築くよう努める。

実践計画 8 ショートステイ（体験）事業の実施

自宅での生活に不安のある場合など、施設の空き状況により体験型サービスメニューを提案しながら、施設への理解度を深める取り組みを行う。

実践計画 9 ボランティアの受け入れと地域交流の推進

地域に開かれた施設を目指し、施設行事への参加・協力や各分野の団体等のボランティアを幅広く受け入れ、入所者と地域住民との交流と理解を深める機会を持つ。

さらに、地域住民を講師とするクラブ活動を推進し、日常生活に潤いと生きがいをもたらすよう努める。

実践計画 10 インターンシップの受け入れ

中高生のインターンシップを積極的に受け入れ、職場体験から養護老人ホームの生活支援をはじめとする福祉への理解と認識を深めることで、将来的な支援人材獲得の機会とする。

インターンシップ受け入れには、地元中学校、近隣高等学校に対して生活支援事業体験メニューを事前に提示し、養護老人ホーム事業への知識と関心を持って体験に臨めるよう努める。

実践計画 11 相談の推進

入所者にとって家族はかけがえのないものであるが、これまでの暮らしの不安を解消できるよう、話し合いと見守りを大切にする支援体制を整える。

実践計画 1 2. 職員の安全衛生管理・メンタルヘルスの推進

労働基準法・労働安全衛生法に基づき、衛生管理者と産業医、衛生委員会を置き、衛生管理計画やメンタルヘルス等の対応策を講じながら、労働災害の未然防止や職員健康保持に努める。

また、衛生委員会を定期的に関き、衛生管理計画の進捗状況の確認や職員の現状と、職場の衛生管理上の問題把握と改善に努める。

さらに、産業医並びに保健師などを講師として、職業病の予防や健康保持・ストレス解消・メンタルケア等について研修を深めるとともに、労働環境や職員個々の実態把握を進め、職員の疲労原因の究明や労働意欲の向上並びに労働災害の防止に努める。

実践計画 1 3. 職員確保と資質向上

正副施設長ほか管理 11（5 名は特養と兼務）、介護支援 2、看護 4、介護 10、給食 4 などの各業務により 31 名の職員を有する施設で、1 階部分に特別養護老人ホームを併設し、共有業務もある。新人職員については、先輩職員の指導のもと半年ほどの研修期間を設け、職員としての倫理や接遇等を学び、資質向上に努める。

①職員会議

1 週間の業務・行事等について内容を共有し、職員が一体となってサービスの提供に取り組む。

②主任会議

施設の特色を活かし効率よく介護を行うために、リーダー職員の意見反映と情報共有を図り、食事や入浴を含めた生活全般の快適性を高めるよう具体的な作業内容を検討する。

③業務改善委員会

業務を合理的かつ円滑に進めるため、各職種間の現状と問題点について全体で協議を行い、施設職員の役割と責任を明確にし、業務改善に取り組む。

実践目標 3 介護保険事業・特別養護老人ホーム明和園の指定管理者受託

実践計画 1. 施設の管理運営の充実

養護老人ホームに併設された特別養護老人ホームは、昭和 55 年に開設し、養護施設同様、令和 4 年 12 月に完成した施設は鉄筋コンクリート造り 2 階建て、特別養護は 1 階部分で 2,388.63 m²（一部事務室・玄関共有）、個室 4、2 人部屋 2 室、4 人部屋 8、予備室 1 室の規模で、定員は 40 名。ベッドの空き状況でショートステイの受け入れも行う。町営施設を令和 6 年 4 月から指定管理者制度で受託。指定期間は 5 年間。従来の閉鎖的な空間から改築され、明るく新しいものとなった施設に合う開かれた運営を目指す。

※介護保険制度による運営施設

年度	令和 5 年度	令和 6 年度
年間延人数	8,630 人	9,336 人
年間稼働率	58.9%	63.9%

実践計画 2 基本的介護サービスの充実

明和園の目標として、利用者が安心して生活できる場を確保し、質の高いサービス提供のための研修・研究を充実させ、地域社会や家族との交流を広げるという目標に向かい、総合的な介護福祉サービスの提供に努める。

①食事介助

入所者への献立説明をはじめ、食事への意欲や関心を高めるため、声かけと入所者のペースに合わせ楽しく食事ができるよう介助を行う。

②入浴介助

週2回を原則とし、入浴の際は一人ひとりにあった入浴方法に心掛け、安全は元より羞恥心やプライバシーなどに配慮した介助を行う。体調不良などで入浴できない入所者には、適宜清拭を行うとともに、希望があれば随時入浴可能な体制を整える。

③排泄介助

入所者個々の排泄パターンを把握し、排泄リズム・習慣を活かし、オムツ外しに取り組むことを基本として、良好な排泄コントロールが保たれるよう介助を行う。

④口腔ケア

食欲の維持・増進等に効果があることから、外部講師による職員研修を通して理解と認識を深め、口腔ケアの指導訓練を積極的に行う。

⑤整容

身だしなみを整えることは、人間としての尊厳でもあり、日常の更衣介助をはじめ、町内理髪店の協力を得て、施設内で定期的な理美容サービスを提供する。

実践計画 3 入所者の身体機能の向上と機能訓練の充実

介護福祉施設サービス計画に基づき、心身の状況に応じて必要な機能回復と減退を防止するため、機能回復訓練の充実に努める。

①機能訓練指導員の配置

実践計画 4 入所者の身体的な安全確保の充実

入所者の日常生活における安全を確保するため、各委員会で職員間の連携と課題の共通認識を深めるとともに、課題解決に向けた検討・研修に努める。

①介護事故の防止

介護事故の分析、発生状況の把握による事故予防に向けた取り組みを強化するとともに、研修等を通じて職員個々の危険予測能力の向上に努める。

②感染・食中毒の予防

施設内の環境及び感染症の予防に向けて、職員・来客者の手洗いの徹底など、衛生管理に適正な対応を行うとともに、季節性感染症（インフルエンザ等）の早期情報収集に努め、発生予防、まん延予防対策を講じる。

実践計画 5 入所者の人権に関する安全確保

①身体拘束の防止

日常ケアの見直しを通して、身体拘束のない介護に取り組み、生命の保護、安

全確保等やむを得ないと判断される場合には、本人・家族等の了解のもと必要最小限にとどめる。

②所持金品の保護

入所者の貴重品は、本人・家族等の希望により貴重品管理サービスを行い、責任を持って保管する。

③プライバシーの保護

入所者、家族、代理人等の個人情報、法令遵守等周知徹底を図る。

実践計画 6 個別ケアへの取り組み

統一した個別ケアの実践には、問題点などの把握により業務改善策を検討しながら、職員間の理解と個々の責任感やスキルの向上、情報の共有・連携を図りながらサービスの質向上に努める。

実践計画 7 看取りケアへの取り組み

家族の理解と協力のもと、入所者が最後までその人らしく尊厳を持ち、人生を全うできるよう「看取りとは何か」を十分理解するため職員研修を計画的に進めるとともに安らかな最後を迎えられるよう支援する。

実践計画 8 施設設備に関する安全確保

①防災機能の充実と防災訓練の実施

消防法に基づく消防計画の作成と消防署と連携した職員並びに近隣住民との連携による防災訓練の実施で入所者の安全と被害防止に努める。

②施設の安全利用の推進

火災・地震等の災害発生に備え、職員並びに近隣住民との防災協力体制を築くよう努める。

実践計画 9 ショートステイ事業の実施

①短期入所生活介護事業

要支援以上の方が、介護者の病気やその他の理由で一時的に介護が困難となった場合に短期で受け入れ、食事や入浴、排泄その他の日常生活の世話及び機能訓練サービスを提供する。

②自立判定者の一時利用

介護保険制度で自立と判定された方やその他必要と判断された方が、家族等の都合で一時的に生活が不安定な場合、短期で受け入れ、食事や入浴、排泄その他の日常生活の世話及び機能訓練サービスを提供する。

実践計画 10 ボランティアの受け入れと地域交流の推進

地域に開かれた施設を目指し、施設行事への参加・協力や各分野の団体等のボランティアを幅広く受け入れ、入所者と地域住民との交流と理解を深める機会を持つ。

さらに、地域住民を講師とするクラブ活動を推進し、日常生活に潤いと生きがいをもたらすよう努める。

実践計画 11 インターンシップの受け入れ

中高生のインターンシップを積極的に受け入れ、職場体験を通して介護事業をはじめとする福祉への理解と認識を深めることで、将来的な介護事業従事者獲

得の機会とする。

インターンシップ受け入れには、地元中学校、近隣高等学校に対して介護事業体験メニューを事前に提示し、介護事業への知識と関心を持って体験に臨めるよう努める。

実践計画 1 2 入所判定委員会の開催

待機者がいる場合の入所に当たっては、その順位について公平な判定が求められることから、民間委員を含めた入所判定委員会を組織し、待機者の心身や居住生活の状況、介護度、介護者の現状等を十分把握し適正な判定に努める。

なお、施設入所定数には常時相当数の空きがあるが、入所ペースが遅く待機状態が長期間に及んでいることから、その改善を含めた入所スケジュールのあり方についても検討する。

①待機者の状況

年度	令和 5 年度	令和 6 年度
待機者数	12 人	9 人

実践計画 1 3 家族との連携・相談の推進

入所者にとって家族はかけがえのないものであり、入所者へのサービス提供に当たっては家族との情報共有・連携が重要であることから、家族会（仮称）の活動を支援し、サービス提供等について十分な意見交換を進めながら運営改善に努める。

実践計画 1 4 職員の安全衛生管理・メンタルヘルスの推進

労働基準法・労働安全衛生法に基づき、衛生管理者と産業医、衛生委員会を置き、衛生管理計画やメンタルヘルス等の対応策を講じながら、労働災害の未然防止や職員健康保持に努める。

また、衛生委員会を定期的に関き、衛生管理計画の進捗状況の確認や職員の現状と、職場の衛生管理上の問題把握と改善に努める。

さらに、産業医並びに保健師などを講師として、職業病の予防や健康保持・ストレス解消・メンタルケア等について研修を深めるとともに、労働環境や職員個々の実態把握を進め、職員の疲労原因の究明や労働意欲の向上並びに労働災害の防止に努める。

実践計画 1 5 職員確保と資質向上

正副施設長ほか管理 10、介護支援 1、看護 5、介護 18、給食 4 などの各業務により 38 名の職員を有する施設。施設の構造上養護老人ホームとの共有業務もあり、新人職員については、先輩職員の指導のもと 1 年間の研修期間を設け、専門職としての倫理や接遇等を学び、介護福祉従事者として資質向上に努める。

①職員会議

1 週間の業務・行事等について内容を共有し、職員が一体となってサービスの提供に取り組む。

②主任会議

施設の特色を活かし効率よく介護を行うために、リーダー職員の意見反映と情

③業務改善委員会

④研修

※第3章に掲載内容の改良点などお気づきの次項をお書きください。

[illegible]

基本計画 4

自発的な活動による住民参加と共助の地域福祉づくり

住民の中に地域活動やボランティア参加の重要性は理解されているものの、取りまとめ役不足で、組織活動が停滞する場面も多くなっている。ボランティア活動は、地域の連携と共に進められるものであり、活動の根幹となる各種募金運動への取り組みと併せ、事務局を担う各福祉組織の活性化を進める。

実践目標 1 ボランティア活動の推進

実践計画 1 ボランティアセンターの運営・登録の推進

ボランティアセンターは、昭和 55 年に町内の各奉仕団体や関係機関の連携を図り、社会福祉の充実により明るく住みよいまちづくりに貢献することを目的に設立されたが、町内の奉仕団体登録は低迷しており、個人的な協力により事業継続が辛うじて行われている現状であることから、センター規程の見直しを行い、ボランティア実践者の調整役となるボランティアコーディネーターの養成に力点を置きセンター機能の充実を図る。

実践計画 2 ボランティア活動の啓蒙・啓発

社協広報紙「社協だより」及びホームページにボランティア特集記事を掲載しながら、ボランティアセンターブログなど SNS ツールの積極的な活用で運動の啓蒙と啓発に努める。

実践計画 3 ボランティア活動保険加入の促進

ボランティア活動中の事故に備え、ボランティア活動保険や行事用保険の加入を促進する。

実践計画 4 ボランティア連絡組織の活動推進

ボランティアセンターには運営委員会を置き、町内でのボランティア需要の分析や要員確保など、運動の根幹となる取り組みについて協議・検討を進める。

実践計画 5 ボランティア研修事業の推進

ボランティア活動は、若年から高齢者まで年齢を問わず、心と体の余裕を持って継続的に行われるものであることを理想としながら、活動者の資質と意欲向上のため自主研修会を開催する。町内の活動発表を中心に、他地域の先進事例などの紹介・交流も取り入れながら活動の輪を広げていく。

①生きがいデイサービス事業

町の委託事業に協力するボランティア確保は、通年で充実させなければならないもので、地域包括支援センターと連携しながら在宅介護支援のあり方を学ぶ研修会を開催しながら、予防事業の必要性を町民に提案し、関心の高まりと併せボランティア育成を進める。

実践計画 6 小中学生を対象とした福祉教育の推進

町内小中学校をボランティア指定校として学校内の活動助成をしながら、福祉教育の推進を図る。ボランティア活動の先進事例を紹介しながら地域に合った活動を発見する。

児童生徒による「ふれあい郵便」として、年賀状や寒中見舞いなどに取り組み、高齢世帯への郵便を届けながら高齢者との心の繋がりと、児童生徒の福祉への関心を高める。

実践計画 7. 災害ボランティアの啓発・活動の推進

大規模な地震・風水害などが多発しており、災害時の被災者支援に対するボランティアの組織化について検討し、ボランティアコーディネーターの育成をはじめ、自主的で組織的な活動の支援に努める。

- ①地域高齢者、障がい者世帯などへの支援活動
- ②全国・道内の被災地へのボランティア派遣

実践目標 2 共同募金事業の充実

実践計画 1. 共同募金委員会活動の推進

現在の委員会は、社協理事 10 名と監事 2 名が役員として事業の企画運営を行い、評議員 15 名がその議決機関として共同募金委員会の任務を兼務しており、社協活動との一体化が進んでいるが、募金運動の理解を町民へ広く伝えるためには、別組織として通年的に活動を展開する必要がある。

実践計画 2. 共同募金委員会の研修

赤い羽根セミナー、留萌宗谷共同募金委員会研究協議会・留萌地方共同募金委員会理事会などに委員を派遣し、共同募金運動への理解を深め、運動の現状や課題を把握し、共同募金運動の推進を図る。

実践計画 3. 共同募金運動の推進

毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までを「赤い羽根共同募金運動」期間とし、街頭募金を 1 回、戸別募金（57 町内会）、学校募金（2 校）、期間中常設募金（10 か所に募金箱設置）、団体募金、個人募金などにより目標額達成に向けて運動を展開しているが、過疎化や経済低迷により、目標額の維持が難しい状況であることから、地域住民への募金運動の趣旨を改めて理解していただくよう啓蒙・啓発活動に努める。

①募金実績額

年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
実績額	1,132,678 円	1,195,511 円	1,051,462 円

②共同募金助成額

年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
助成額	885,737 円	806,678 円	883,511 円

ふれあい広場（こども園の遊戯・遊びと体験・食いだおれ横丁・もちつきともちまき・フォークダンス・増毛中吹奏楽演奏・〇×クイズ）、3 世代交流（暑寒大学とこども園の交流・増毛小の高齢者授業参観支援・市街地悠遊くらぶとこども園交流）、除雪サービスや社協だより発行などの経費を支援する。

実践目標 3 歳末たすけあい運動の推進

実践計画 1 歳末たすけあい募金の推進

毎年 12 月 1 日から 31 日までを募金運動期間として、法人募金、戸別募金、職場募金、団体募金、個人募金などにより運動を進めているが、過疎化や経済の低迷などで募金額目標の維持が難しい状況だが、募金運動への理解を深めることで運動の継続を図る。

①募金実績額

年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
実績額	1,075,200 円	1,016,862 円	1,000,143 円

②助成実績額

年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
実績額	1,405,000 円	1,305,000 円	1,125,000 円

③助成内訳（令和 6 年度）

歳末たすけあい義援金	36 世帯、785,000 円
おせち料理配布	85 世帯、92 個
クリスマスケーキ配布支援	15 世帯、15 個

実践目標 4 福祉活動団体の活動支援

実践計画 1 関係福祉団体活動の推進

社協が事務局を担っている老人クラブ連合会（単位クラブ 7、139 名）、身体障がい者福祉協会（会員 31 名）、母子すみれ会（会員 11 名）、遺族会（会員 19 名）は、会員の親睦と交流を目的として、会員研修旅行や管内・道内で開催される団体関連事業に参加するとともに、ふれあい広場などの社協関係事業やボランティア活動にも参加するものだが、団体役員のなり手不足が続いていることから、役員会などで組織強化の検討を重ねながら組織の活性化に向けた支援に努める。

①老人クラブ連合会

②身体障がい者福祉協会

③母子すみれ会

④遺族会

実践計画 2 関連福祉団体への支援

老人クラブ連合会・身体障がい者福祉協会・母子すみれ会・遺族会への助成と支援を行い、手をつなぐ親の会・子ども活動会議・青少年健全育成活動・暑寒大学自治会・町民スクール・保護司会（社会を明るくする運動）・民生委員児童委員協議会への活動費助成を行う。

This image shows a full page of a handwriting practice worksheet. It consists of multiple sets of three horizontal dashed lines, providing a guide for letter height and placement. The lines are evenly spaced across the entire page, which is otherwise blank.

基本計画 5

社協が目指す福祉社会実現のための環境と組織基盤づくり

多様化する地域福祉ニーズを把握し、信頼される社会福祉活動を行うことが求められていることから、社協の理念をより具体的に訴えながら、関連する施設と一体的な運営を進めるとともに、地域住民や諸団体、関係機関などとの協力体制強化と財政の安定化、役職員の資質強化にも積極的に取り組む。

実践目標 1 法人運営基盤の整備

実践計画 1 行政とのパートナーシップの強化

町理事者懇談会や福祉厚生課をはじめとした行政関連部署との連携を深め、情報の共有を図る。老朽化の進む老人福祉センター機能の維持保全に努め、効果的な活用法を検討する。

実践計画 2 役員体制の充実と資質向上

役員会、評議員会の定数確保と出席率向上に努める。各種研修会を企画し、リモート研修など参加のあり方を含めて検討する。

実践計画 3 会計システムの整備

財務管理は、ミロク情報システムを採用しているが、操作やデータ活用などの機能向上を目指し、定期的に他システムも調査研究する。

財務への理解を深めるため役員向けの研修会を開催する。

実践計画 4 自主財源としての収益事業検討

福祉的要素を含め、町民生活に貢献する事業を推進しながら、独自財源の確保に努める。

実践計画 5 事務局体制の整備

多様化する福祉ニーズに対応するため、業務量の増加に合わせた職員の適正配置となるよう定数の見直しを図る。

実践目標 2 会員の加入促進

実践計画 1 会員会費制度の推進

社協組織の基本であり、会員確保とその拡大を進める。

実践計画 2 チャリティ事業の実施・協賛

チャリティ事業は、自主財源確保の有効手段であり、ふれあい市場やふれあいパーティなどを参考にしながら企画体制を整えて、より多くの協力を得られるようなイベント開催を目指す。

実践計画 3 寄付金・補助金の確保

町民や町内事業所を中心に、社会福祉活動への寄付をPRする。運営費用の不足分には町からの補助金を確保する。

実践目標3 職員の資質向上

実践計画1 研修機会の充実

集合型の研修参加により、他社協との情報交換や共有する機会を得ることも重要。職員定数の増加を図るまでは、リモート研修なども多用しながら個々のスキルアップを図る。

実践計画2 資格取得の支援と手当の検討

社会福祉士をはじめ、各種相談業務などに役立つ資格取得研修への参加を奨励し、その費用支援を検討する。

実践計画3 職員処遇改善

職員の賃金水準は、長期に渡り低く据え置かれており、福祉サービスやボランティア活動を牽引する事務局運営の担い手集めに苦勞していることから、賃金水準引上げにより安定した人材確保を進める。

実践目標4 財政基盤の確立

実践計画1 法人運営に関する財源の確保

法人運営に関わる人件費及び地域福祉事業に要する町委託事業など、収入の68.04%ほどは町補助金となっている。その他の財源として、会費と寄付金・参加費・基金繰入・共同募金・老人ホーム受託事業会計の繰入、退職引当金などを充てて運営する。

地域の高齢化が進み、社協が担うべき役割と責任も大きくなることが予想されることから、自主財源の確保に向け適正な法人運営に努めながら目的に沿った基金積み立てなどを計画的に進める。

①法人運営事業費状況 (単位 円)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業費総額	16,061,585	18,293,565	20,419,000

実践計画2 介護保険事業での適切な運営

特別養護老人ホームと養護老人ホームについて指定管理業務を受託しているが、施設の設置者は町であり、介護保険事業と養護事業などの公的収入以外、施設修繕を含む人件費など主要な運営経費は指定管理料で賄われ、不足分が発生する場合には町費による財政補填も含めて協議することとなっていることから、社協役員会による経営会議での現状分析により適正な運営経費の計上を行うよう努める。

実践目標5 第3期実践計画の評価と第4期実践計画の策定

実践計画1 職員による評価体制の整備

第3期地域福祉実践計画策定には、社協職員により社協の事業目標と業務の推進状況などを分析しながら各項目の設定を行ったもので、今後の事業推進にあたり、職員による計画の進捗状況の把握や評価を実施しながら、事務や事業などの改善を図り、住民ニーズに対応した地域福祉事業の実施に努める。

実践計画2 地域福祉実践計画評価委員会の設置

第3期地域福祉実践計画の進捗状況の把握や評価を実施するため、理事・評議員・ボランティアなど地域住民による「評価委員会」を設置し、事業の見直しや改善を図る。

実践計画3 第4期実践計画の策定

第3期地域福祉実践計画の進捗状況の把握や評価を実施し、第4期地域福祉実践計画（令和10～12年度）の策定に向けた取り組みを進めます。

※第5章に掲載内容の改良点などお気づきの次項をお書きください。

次回の第4期実践計画策定作業での資料に活用させていただきます。

[illegible]